

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、カーディナル株式会社と称し、英文ではC a r d i n a l C o . ,
L t d . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種会員証カード、磁気付きカード及び集積回路付きカードの製造、販売
2. プラスチックカード製造機器の設計、製造、販売
3. 磁気その他をセンサーとした各種自動解読計測機器の設計、製造、販売
4. コンピュータソフトの開発と製造販売
5. 企業経営コンサルタント業務と経理事務の受託
6. 情報処理、情報提供サービス
7. 商業デザインの企画、設計
8. 園芸作物のバイオテクノロジーによる栽培の研究開発及び生産物の販売
9. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は6, 572, 000とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 ①当社は、株主名簿管理人を置く。
②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する手続きおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 ①当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
②前項にかかわらず、必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集権者および議長)

- 第 12 条 ①株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。
- ②株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

- 第 13 条 ①株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
- ②会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 14 条 ①株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ②前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 15 条 ①株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載する。
- ②株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第 16 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第 17 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 18 条 ①当会社の取締役は、株主総会によって選任する。
- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 19 条 ①取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ②増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 20 条 ①当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- ②取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、相談役、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

- 第 21 条 ①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
- ②取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

- 第 24 条 ①取締役会の議事録には、議事の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。
- ②取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬等は、株主総会において定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 26 条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 27 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 28 条 ①当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 29 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集手続)

第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役の任期)

第 31 条 ①監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第33条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 ①会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第37条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払うものとする。

(中間配当金)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 期末配当金および中間配当金が、支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。